

令和3年第1回「はばたきプラン21」推進会議 会議録

日 時 令和3年6月24日（木）10時～

場 所 台東区生涯学習センター 4F・407会議室

出席者 平沢会長、皆川副会長、池谷委員、植武委員、宮地委員、三枝委員、油木委員、  
根岸委員、米山委員、牧田委員、宇田川委員、大西委員、小嶋委員、長谷川委員、  
事務局：野村総務部長、三澤人権・男女共同参画課長、  
近藤人権・男女共同参画課担当係長、鈴木男女平等推進プラザ長、  
大石男女平等推進プラザ主事、

（午前10時00分 開会）

1. 開会

事務局（人権・男女共同参画課長） 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はご多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、このたび「はばたきプラン21」推進会議委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本日は委嘱後、初めての会議となりますので、会長選任まで事務局が進行を務めさせていただきます。

それでは早速、お手元の次第に従いまして、進行させていただきます。

まず、令和3年度の第1回「はばたきプラン21」推進会議の開会にあたりまして、野村総務部長よりご挨拶を申し上げます。

2. 総務部長あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 委員紹介

## 5. 区職員紹介

## 6. 議事

### (1) 会長選出

事務局（人権・男女共同参画課長） それでは次第に従いまして、議事に移らせていただきます。

まずはじめに、本会議の会長の選任をさせていただきたいと存じます。会長の選出は、東京都台東区男女平等推進基本条例施行規則第4条第1項に、委員の皆様の互選により選出すると定めさせていただいております。会長の選任をお願いしたいと存じますが、皆様、いかがでしょうか。

牧田委員 前回同様、平沢委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

事務局（人権・男女共同参画課長） 皆様、平沢委員に会長をお願いしたいという推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

事務局（人権・男女共同参画課長） それでは、平沢委員を会長に選任するという事にさせていただきます。

以降の進行につきましては、平沢会長をお願いをさせていただきます。

### (2) 副会長指名

平沢会長 今回、私は話の進行役、調整役に徹して、この分野ではご専門でいらっしゃる皆川先生に、ぜひ副会長をお引受けさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

皆川副会長 皆様に異存なければ、お引き受けさせていただこうと思います。よろしく願いいたします。

平沢会長 それでは、最初にお諮りすることとして、本日は傍聴の申込みはありましたでしょうか。

事務局（男女平等推進プラザ長） 申込みはありませんでした。

平沢会長 この会議は基本的に公開としており、傍聴希望があった場合には、傍聴を許可しています。

それでは傍聴はないようですので、次の議題に参りたいと思います。

(3) 第5次台東区男女平等推進行動計画及び進捗管理について

**平沢会長** 第5次台東区男女平等推進行動計画及び進捗管理について、資料2に基づいて、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** それでは、第5次台東区男女平等推進行動計画及び進捗管理について説明させていただきます。資料2をご覧ください。今回新たに委員になられた方もおりますので、改めまして、計画と概要と、「はばたきプラン21」推進会議における計画の進捗管理についてご説明いたします。

はじめに、1番、第5次台東区男女平等推進行動計画の概要です。台東区では、すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、喜びと責任を分かち合う男女平等社会の実現を目指すことを目的に、「台東区男女平等推進行動計画はばたきプラン21」を策定いたしまして、区の施策を以下のとおり、総合的・計画的に進めています。

まず、(1) 計画の期間でございますが、令和2年度から6年度までの5か年。

(2) 基本理念に、「多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現」を掲げています。

(3) 基本目標といたしまして、①「あらゆる分野への男女平等参画の推進」、②「職業生活における女性委員の活躍推進」、③「誰もが安心して暮らせる環境の整備」、また、「ジェンダーの視点による区政運営の推進」を、計画推進の基盤に据えております。

次に、(4) 計画を推進するための事業数は、102の事業数で構成してございます。

続きまして、2番、計画の施策体系でございます。計画には、三つの基本目標と計画推進の基盤を据えております。これら基本目標ごとに目標達成のための施策を、(1)から(10)まで位置づけまして、また、計画推進の基盤にも、三つの取組を置いてございます。これらの目標ごとに定めた施策の下には、全部で、102の区の事業をもって推進していく、これが台東区男女平等推進計画の体系となっております。

資料2の裏面にある、3番、計画の進捗管理について、をご覧ください。区では、台東区男女平等推進基本条例第14条第1項におきまして、「はばたきプラン21」推進会議の設置を規定いたしまして、同条第2項におきまして、推進会議における協議事項を、

(1) 区における男女平等の推進に関する事、(2) 計画の進捗状況に関する事、

(3) その他男女平等を推進する施策に関し台東区長が必要と認める事項、この三つを規定してございます。「はばたきプラン21」推進会議の委員の皆様におかれましては、こちらに記載の協議事項につきまして、ご意見、ご助言をいただきつつ、台東区男女平等推進行動計画の進捗管理を、お願いさせていただいているところでございます。

最後に4番、令和3年度における、本推進会議のスケジュールの予定をお示しさせていただいております。本日の第1回推進会議を皮切りに、今年度全4回の会議を予定してございます。会議の詳細な日程につきましては、事務局より、その都度お知らせさせていただきますので、どうぞ、今年度、よろしく願いいたします。資料2の説明は以上でございます。

**平沢会長** 今、ご説明がありましたように、第5次男女平等推進行動計画がありまして、順調に推移しているかどうか、あるいは進捗しているかどうかを管理していくことが、非常に重要な仕事になっております。この会議でも、進捗状況についてご報告を受けながら、それについて意見を述べていくということ、これから何度か繰り返していくこととなります。まだ、今の段階では細かいことは出ておりませんが、次回の推進会議で行動計画の進捗状況についてご報告がある予定ですので、そちらにつきまして、委員の皆様からご意見を頂戴するという流れになります。

今の説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

**皆川副会長** 新しい委員の方もおられると思いますので、102の事業や数値目標について、少しご説明願いたいと思います。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 台東区男女平等推進行動計画書の10ページに、計画の評価指標を示させていただいており、基本目標ごとに、評価指標を設定させていただいております。例えば、基本目標1番「あらゆる分野への男女平等参画の推進」の目標を達成するための評価指標といたしましては、男女平等に関する台東区民意識調査や、区で実施します審議会等への女性の参画状況調査の数値を用いております。現状と計画目標の令和6年度までに一定の数値を達成するという目標を持って、計画の進捗管理、進行をさせていただければと存じます。

**皆川副会長** 前年度の進捗状況について意見の取りまとめが行われたと思いますが、その結果は公表されたのかどうかを教えてくださいませんか。そのことによって、これから何をするのかということがわかってきますので、皆様にも結果を見ていただきたいと思います。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 第2回の推進会議で皆様に、第5次計画に基づく各事業の進捗状況をお示しさせていただきたいと存じます。現在、人権・男女共同参画課で、区役所全庁的に、それぞれの事業の進捗について調査をしている最中でございます。取りまとめ次第、次回の会議に向けまして、準備を進めていきたいと存じます。

前回の会議で、第4次計画のまとめをさせていただいたものにつきましては、委員の皆様にお示しさせていただいて、ご了承をいただいた後に、進捗状況のまとめ、また委員の皆様の評価という形で、台東区公式ホームページに現在も広く公表をさせていただいております。

**皆川副会長** 台東区公式ホームページに「男女平等推進」というディレクトリがありまして、その中の「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21（第4次）の実施状況について」というコンテンツをクリックしていただくと、そのページが開きます。そして、その上から三つ目のPDFファイルに「第4次台東区男女平等推進行動計画実施状況（H27～31年度）」がありますが、こちらでいいでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** はい。

**皆川副会長** こちらに前年度分の男女平等に関する施策の実施状況が公表されています。この中に評価が必ず入って入って、問題点を指摘した文言が入っていますので、こちらをぜひ、読んでいただきたいと思います。こちらは第4次、前の計画についての評価で、今回は新しく改定した計画についての評価を行います。前の計画の時は評価できないことが、例えばデータなどで入って入って、これでは一体何のために行なっているのかわからないということを申し上げております。このことが評価に書かれていると思いますので、皆様にはその点をよく読んでいただいて、今回は同じことが起きないようにしたいと私は考えていますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**平沢会長** 今年3月の推進会議で委員の皆様からの意見を事務局で聴取したものについては、今、公表されているということですね。第5次の計画では、この状況では評価できないという問題を考慮されているのでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 第5次の計画について、計画策定をした後で評価指標そのものを変えることは、難しいところです。今、皆川副会長がおっしゃられたように、その施策についてきちんと評価ができる実績のようなものを、現委員の皆様から評価をいただく際の準備をしてございます。

**皆川副会長** このようなことを申し上げている理由は、前の期で第5次台東区男女平等推進行動計画を策定したのですが、数値目標や根拠となるデータなどに関しては、この審議会の議論の範囲ではありませんでした。ですので、意見をいう機会が実質的になかったと思っております。このことを何とかしていただきたいと申し上げたことについて、今、課長がお答えになったということでございます。

**平沢会長** 新任の委員の皆様方に、第4次行動計画の、評価を含めた表を配付されたらいかがでしょうか。新規の委員の皆様はそちらをご覧になっておかれると、今後の推進会議で議論がしやすくなると思います。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** はい。

**平沢会長** 今年は意識調査はないですね。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 男女平等に関する意識調査は計画策定の前年度に行っておりますので、令和5年度に実施予定となっております。

**平沢会長** はい、分かりました。皆川副会長のおっしゃるように、できるだけ評価がしやすくなるように事務局で配慮をしてくれているところということで、いいでしょうか。

**皆川副会長** 事務局が評価可能な形にしてくださっていると伺いましたので、そのようになると思っております。

**平沢会長** 次に資料3についてご説明をお願いいたします。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 資料3をご覧ください。はばたき21相談室の現状についてご説明いたします。本日お示しいたしますのは、台東区の男女平等推進プラザにおきまして所掌する三つの相談事業の、平成31年度と令和2年度の実績の相談件数の比較をさせていただいております。コロナ禍におきまして、顕著に数値として影響があったものもございましたので、この場で説明させていただくとともに、委員の皆様からの意見や感想を頂戴いたしたいと存じます。

まず①たいとうパープルほっとダイヤルについてご説明いたします。たいとうパープルほっとダイヤルにつきましては、パートナーとの関係で、肉体的や精神的な暴力などの悩みを持つ方からの電話相談事業を実施しております。月曜から土曜の9時から17時の間で実施しておりまして、平成31年度に83件の相談であったものが、令和2年度は200件と、倍以上の相談が寄せられた実績でございました。特に4月、5月の相談件数が多かった理由として、推測できるものといしまして、特別定額給付金におけますDV避難者への措置が取られたことに伴い、給付金そのものへの問合せなどをきっかけにDVの

相談につながった、というところになります。

続きまして、②こころと生きかたなんでも相談という事業をご説明いたします。この事業は、人間関係や精神的な不安など、幅の広い相談内容に対し、女性カウンセラーを週4日配置いたしまして、対面または電話での相談を受け付けている事業となっております。件数自体は31年度と令和2年度におきまして、大きな変化はございませんでしたが、生き方に関する項目についての相談件数が、大きく前年度を上回っております。背景には、コロナの影響による生活不安、またそのストレスというものが、少なからず影響してきているものと思われまます。

最後に、③女性弁護士の法律相談になります。こちらは離婚や相続など法律の問題につきまして、女性の弁護士の方をお招きいたしまして、月に3日、面接相談を実施しております。令和2年度につきましては、緊急事態宣言下において、やむを得ず一時事業の中断をしたことにより、件数そのものは下がっておりますが、急遽、臨時で電話相談を行い、事業再開後につきましては、前年同様の受付の件数があつたような状況でございます。

説明申し上げた三つの相談事業は、それぞれが単独で実施しているわけではなく、相談者に寄り添える支援になりますよう、相談内容によって相互に案内等を行っております。また令和3年度におきましては、コロナ禍における状況を鑑みまして、DV専門相談員の増員をするなど、はばたき21相談室自体の充実強化を図っております。今後も引き続き、相談事業をはじめとしまして、被害への未然防止や問題解決に向けた啓発事業も併せて実施しながら、はばたき21相談室の運営を適切に実施してまいります。説明は以上でございます。

**平沢会長** 男女平等推進プラザ運営委員の池谷委員長、副委員長で何か補足がありましたらお願いいたします。

**池谷委員** 現時点では男女平等推進プラザ運営委員会が開催されていないので、具体的に運営委員会の場で話し合われていない状況です。可能であればお伺いしたいと思つたことは、こころと生きかたなんでも相談の、生き方という項目で相談件数の数字が上がつていて、その理由は恐らくコロナの影響による生活不安やストレスだろうということでしたが、この生き方というくくりはかなり大きいので、どのような特徴を持った相談が出てきているのか、教えていただきたいと思つます。

この推進会議というよりは、プラザ運営委員会のほうになるのかもしれませんが、相談の内容が事業や我々の活動にどのように反映できるかということ、カウンセラーの方か

ら教えていただく勉強会のような機会があると、プラザとしてもありがたいという感想も持ちました。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 一つ目の質問にございました、生き方につきまして、池谷委員がおっしゃいますとおり、生き方については相当幅広く捉えさせていただいております。相談者の、何について悩んでいるか分からないけど少し不安があるというようなところも、この中には多く入ってきているところでございます。

ご提案にございました、例えば、カウンセラーとの勉強会ですが、現在、男女平等推進プラザでは、年に2回ほどカウンセラーとの定期的な打合せをさせていただいております。

ほか、カウンセラーから、相談の傾向や、それに対する解決策、また逆にカウンセラーからの問い合わせなど、日常的に事務局とのやり取りがございます。

また、DVにつきましては、庁内でも連携会議というものを開いております。また、区内の4警察を含めました対策会議を、庁内の連携会議とは別でさせていただいております。また、庁内の部署や警察機関との連携も図っている現状でございます。

**池谷委員** 様々な部署と連携して動いている中に、当事者以外も含めて私たちが何を学んで何を考えて行かなくてはならないのかという、何か学習の機会につながると思います。また教えていただきたいと思います。ありがとうございました。

**植武委員** 今、生き方という言葉がありましたが、新聞などから見受けられる状況から、生理の貧困やどのように生きていけばいいのか分からないという相談、コロナ禍でのいじめ問題などの大きな枠から、生き方に括られるような相談が載っているように思いましたので、今言われたとおりのお話と対策を立てていただければ、と思います。

**平沢会長** 男女平等推進プラザ運営委員会には、細かく報告をするのでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** プラザ運営委員会では、各事業、相談室の事業も含めまして、細かく実績とその課題、その課題に対する対応策も含めまして、会議の場でお示しさせていただく予定でございます。

先ほど、植武委員からのお話で、1点お答えさせていただきたいことがございまして、生理の貧困についての問題を出していただいたところですが、区でも4月下旬から、こちら男女平等推進プラザも含めて女性が多くいらっしゃるような窓口、例えば、保健所や子ども家庭支援センターのような区内の公的な機関でも、生理用品の配布をさせていただきました。また、生理用品を配布するだけではなく、いらっしゃる方々がそれぞれ抱える相談に対応するために、庁内の各部署が集まった特設の相談会を、期間限定の四日間連続



で実施させていただいたところでございます。以上です。

**平沢会長** プラザ運営委員会から報告があった時点で、こちらの会議にも反映させましょう。

**小嶋委員** いろいろ変化の多い中で、丁寧に相談に対応いただきまして、本当に感謝しております。1点、相談を受ける、あるいはそのほかのコミュニケーションも含めた通信手段について、いま一度お伺いしたいのですが、男女平等推進プラザで、ネットワークの環境が区民には共有されていないという問題について、前回の会議でもお願いをしたところですが、この点について何か進展がありましたら、教えていただけないでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 今、小嶋委員からご意見ございました通信環境についての問合せですが、はばたき21相談室では、現状で対面または電話相談のみとなっております。4月下旬に行いました女性支援のための相談会の相談窓口では、オンラインの相談も取り入れたところになります。我々だけではなくて、相談を受け付けた窓口で、今回のオンラインの相談を受け付けさせていただいた経験や、課題などを基に、それぞれの事業でどのように活用できるかというところを、ただいま検討中でございます。例えば私どもの所掌する相談事業につきましては、個人情報またプライバシーの問題等もございますので、その点とも併せまして、どのような形で利用者の相談に寄り添えるかという視点から、通信環境の整備については検討を進めていきたいと考えております。以上です。

**小嶋委員** ご検討いただきありがとうございます。コロナ禍で外に出られない、あるいは、人の目もありますのでパブリックな場所へ相談に行くことも難しい、特に通信環境に距離がある人たちも存在しています。生理の貧困の話と同じようにネットワークの貧困というのも発生しています。個人情報の取扱いや情報セキュリティというところは、台東区として厳しく守らなければいけないというところがあるものの、この問題点の扉を開かなければ、ある一定の年齢層や階層に届かないという現実を、もう少し重く受け止めていただきたいと思います。

今、正直な私の感想を申し上げますと、検討する時期ではないと思っています。検討する期間は今まで1年半ありました。この間でどのようにできるのかについて、私、一区民として、またこちらの委員として、以前からこの話をしています。何らかの事情で先に進めずにいるというのは、区民としても大変残念ですし、難しいということは、私も仕事柄、よくわかります。わかりますが、そのことによって、本当に届かない人たちが少なくない

ということを、この会議の中では共有しておきたいと思いましたが、意見をさせていただきました。

**平沢会長** ありがとうございます。私は理解しましたし、事務局もおそらくわかっているのだと思います。

台東区は、システムが遅れていますね。

職員がカメラとマイクの代わりにPCを持ち歩いているのだということ、実際に会場へ来て初めてわかりました。台東区全体で、この問題に真剣に取り組まないといけないですね。総務部長、いかがでしょうか。

**事務局（総務部長）** コロナ禍において、テレワークが少し進み始めたという状況でございます。今後は、働き方改革という部分もありますので、会議のありかたにつきましても、オンラインになっていく流れもあると思っておりますので、より一層いい環境になるように、今検討を進めているというところでございます。申し訳ありませんが、進めていきたいと思っておりますので、お待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**皆川副会長** 台東区のフリーWi-Fiの状況は、どのようになっているのでしょうか。

**事務局（総務部長）** フリーWi-Fiは、基本的に防災の観点から、いくつかの区有施設に入っていると記憶しております。

様々な施設の、主に1階を中心にフリーWi-Fiを入れたと記憶しております。

**小嶋委員** 生涯学習センターの男女平等推進プラザ「はばたき21」のある4階フロアのエレベーター前で、私はいつも台東区のWi-Fiを使っています。生涯学習センターの建物や「はばたき21」のフロアにもWi-Fiが来ていることがわかっていますのでおそらく境界線があるのではないかと思います。

**皆川副会長** 小嶋委員は以前からこの話をされていましたが、その後はまだ動きがないということでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 生涯学習センター、そして、この男女平等推進プラザにおけるフリーWi-Fiの詳細は、情報セキュリティ対策を行っている部署にも確認させていただき、分かり次第、皆様にお示しさせていただきます。

**大西委員** ①たいとうパープルほっとダイヤルがありますが、こちらは、03で始まる市外局番の電話番号になっています。私としては、このような相談に関して、経済的な問題もあるのかもわかりませんし、持っている機器によっても違ってくると思いますが、できればフリーダイヤルという形に統一していただけたほうが、相談もしやすく、かける電

話によっては経済的にも楽になると思います。このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

**事務局（男女平等推進プラザ長）** まずフリーダイヤルについては、ご相談いただいている方から、ご要望を多くいただいております。こちらとしても、検討しております。連携しているところと生きかたなんでも相談のカウンセラーへフリーダイヤルにすることについての相談をしました。フリーダイヤルは、気楽に電話をかけられるのでいいけれども、いたずら電話が非常に多くなるという、デメリットもありまして、お金をかけても本当に相談したいというところで、逼迫している方を救うには、フリーダイヤルよりも有償の電話をかけていただいたほうがいいのかというような意見もいただいております。昨今のコロナ禍の状況もあり、携帯電話代も払えないというようなご意見も頂戴していますので、前向きに検討していきたいと考えております。

**大西委員** おっしゃっていることはよくわかりました。ただやはり、利用する人の立場に立って、できるだけ温かい施策を、できるだけ早く実施していただきたいと思います。確かに、デメリットもあると思いますが、メリットのほうが大きいと感じることがあれば、そちらを優先して施策を進めていただきたいと思います。

**平沢会長** そうですね、何か工夫ができるといいですね。例えば、相談者の方に折り返しの電話をかけるなど、手だてはありそうな感じがいたします。

**事務局（男女平等推進プラザ長）** そのあたりは、若干行っている部分もありますが、公平性というところからも考える必要があると思います。例えば、電話口で泣いていて、少し危険を感じるような場合は、こちらから折り返しの電話をかけたりするような対応を今も、してはおります。

**平沢会長** 私自身、公的な機関へ、何かあればお電話をくださいとメールで問合せをしたところ、先方から電話が来ました。ですので、いろいろな手だてで考えてみませんか。

**小嶋委員** 大西委員のお話と同様で、ラインの相談窓口をつくることや、ネットワークを利用した相談など、私が何年か前から申し上げていることが伝わっていないのではないかと、今日の回答を聞いて、不安になっています。私は区民が便利であるために、Wi-Fiを引いてほしいとリクエストをしているではありません。なかなか届かない区民のところに声を届けるのと同時に、区民の助けてほしいというSOSを、どこで受け取るかだと思っています。最終的に込み入った相談は、0120の番号から始まるフリーダイヤルの電話や、直接対面で来られるということで、私もそれはよく納得できますし、ライン

やネットワークのみですと、専門性のない方がカウンセリングをするという危険な面があると思います。ですが、その最初の窓口として、ネットワークもラインもなく、通常の電話だけです、となっていていいのでしょうか。世の中が大きく変わっていると同時に、従来と変わらない人もいらして、混在しているというところを、もっと深刻に受け止めなければいけないと思っています。先程の、ネットワークの状況を今から調べますという回答に、正直驚いています。事態と深刻度が違うということ、繰り返し申し上げてきたつもりでしたが、全く伝わっていなかったということ、反省して、今、何度も同じことを繰り返しています。

もう一度申し上げますが、便利にするためのものではなくて、届かない人や、つながっていない人とどのようにつながるか、そして、一番困っている人とどのようにつながるかということだと思いますので、問題があれば解決していきたいと思います。ネットワークには強く、協力は惜しみませんので、ご相談いただければ、お話をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**平沢会長** わかりました。確かに情報弱者の人たちを含めて、台東区は遅れていると正直思います。台東区での別の会議でも、この生涯学習センターのWi-Fi環境を整えてほしいということは、前々から言ってきたのですが、後で聞いてみるとまだ整っていないとおっしゃっていたので、遅過ぎるように思いました。情報セキュリティの問題はありますけれども、一方で、ネットワークがあることで救われたり、解決できたりする問題も多くありますので、ぜひ区の一つの課題として、共有していただけたらうれしいと思います。

**事務局（総務部長）** 委員の皆様からのお叱りと貴重なご意見を重ねていただきました。本日の意見を踏まえまして、引き続き関係部署と協議をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

**平沢会長** 少し時間がかかるかもしれませんが、前へ進めていけるように、事務局もお考えくださいますから、我々も、いろいろ要求をしていきましょう。

**宇田川委員** 私は台東区の別の相談も担当してまして、その中で、フリーダイヤルからの相談も、例えば予約を事前に受け付ける段階である程度ふるい分けをして、聞くべき内容と聞くべきものではない内容と、ある程度分けてできるのではないかと考えています。

インターネットを使っただけのご相談も、電話とあまり違いはないのではないかと思います。後はもう、環境を整えるということに尽きると思います。

**平沢会長** フリーダイヤルのことを含めて、もう少し工夫の仕方があるのではないかと

ということですね。

今、事務局も聞き取りくださったかと思いますが、そのあたりのことは、男女平等推進プラザの運営委員会とも相談しながら、進めてもらえるといいですね。

**皆川副会長** 小嶋委員がお問合せになっていた件につきましては、次の会議までに、進捗についてご報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局（総務部長）** そのときまでに、どのような進捗があるのか、またはないのか、どのような検討をしているのか、またはしたのか、ご報告できる範囲内でお伝えしたいと考えています。

**平沢会長** そうですね、見通しを含めてお願いいたします。台東区はその点ではなかなか先に進まないように思います。

**皆川副会長** 先程、生理の貧困の話がありましたけれども、学校への配備状況がお分かりのようでしたら、お願いいたします。

区内の施設の話は何いしましたが、学校はどのようなのでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 学校については、4月になって、教育委員会に生理用品の配布の話をさせていただいたときに聞いているのは、学校ではこれまでも、例えば養護教諭の方には、児童生徒からのお申出によって保健室の中でお渡しをしてきたという話は、聞かせていただいております。今年度になって、生理の貧困の問題がクローズアップされた後に、どのような対応に変えたかというところまでは、申し訳ありませんが詳細の把握はできていない状況でございます。

**皆川副会長** 保健室での対応というのは、区内の全ての小中学校に共通なのでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 特定の学校だけという話は聞いておりませんので、区立の全学校で行っていると認識しています。

**皆川副会長** 確かめていただくのが、一番よいと思いますので、この件についても次回の会議までに確認をお願いしたいと思います。そして、生理の貧困が話題になってから、どのようになっているのかということも含めて、調べていただくことをお願いしたいと思います。

それから、先程、こころと生きかたなんでも相談の相談項目の中に、生き方という項目がありました。何でもこの、生き方というカテゴリーに入れればよいというようにも思えますので、他のカテゴリーをもう少し考えていただきたいと思います。もしくは、生き方というカテゴリーの中に、どのような内容が入ってきているのかということ、書いてい

ただきたいと思います。主訴が何であるかがわかるような書き方にさせていただければと思います。生き方についての相談は、非常に増えておりますので、わかるようにさせていただきたいと思います。

そして、たいとうパープルほっとダイヤルというのは配偶者暴力相談支援センターであるということでしょうか。はばたき21相談室が、たいとうパープルほっとダイヤル・こころと生きかたなんでも相談・女性弁護士による法律相談の三つから構成されているのでしょうか。その仕組みや関係を言っていただきたいと思います。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** まず、ご質問がありました、生き方の項目については、これまでの統計の経年比較等を考慮いたしまして、生き方の項目を違うものに変えられるか、もし変えられない場合は、その内容が分かるような形にして、次回の会議にお示しさせていただきたいと思います。

皆川委員がおっしゃるとおり、台東区は配偶者暴力相談支援センターの機能を設置しております。男女平等推進プラザに、その機能を、平成27年11月に付与させていただきました。その後、はばたき21相談室を中心に、たいとうパープルほっとダイヤルをはじめとした相談事業、関係機関との連携、また必要に応じた、例えば同行支援の検討も、ただいま鋭意進めているところでございます。

**皆川副会長** 配偶者暴力相談支援センターと、こころと生きかたなんでも相談や女性弁護士による法律相談はどのような関係になっているのでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** はばたき21相談室の中で、この三つの相談事業が単独で存在しているわけではなく、それぞれ三つの相談事業が相互に絡み合っています。例えば一人の方が、たいとうパープルほっとダイヤルをきっかけにこちらにつながって、他に法律の問題で必要であれば、女性弁護士の法律相談につなげますし、フェミニストカウンセラーの方からの相談が必要であれば、こころと生きかたなんでも相談につなげますし、またその逆もでございます。これら三つの事業を、はばたき21相談室で運営していることとなります。

**事務局（男女平等推進プラザ長）** 配偶者暴力相談支援センターは、たいとうパープルほっとダイヤルとイコールになります。そのほかの、こころと生きかたなんでも相談、女性弁護士相談でも、DV関連のご相談も受け付けますけれども、元々、はばたき21相談室の中にあった機能です。平成27年に配偶者暴力相談支援センターとして、たいとうパープルほっとダイヤルがスタートいたしましたので、はばたき21相談室の中に配偶者暴

力相談支援センターがあるというようなイメージで考えていただければ、大丈夫かと思えます。

**皆川副会長** わかりました。

**平沢会長** 今のご説明は重要なところですが、今まで、あまりこの会議では取り上げてこなかったような気がいたしますので、次回の会議で各相談事業の関わり方や機能などを整理した資料があればうれしいです。よろしく願いいたします。

**皆川副会長** 配偶者暴力相談支援センターは、相談事業だけではないです。相談以外のことはできているのかどうか、伺っていいですか。いわゆる同行支援や保護命令を出してもらうときに必要な書式の記入の支援などを行うことも配偶者暴力相談支援センターということになっていますが、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

**事務局（男女平等推進プラザ長）** まず同行支援については、今、徐々に試行で行っているような状況です。同行支援するにあたって、いろいろ注意や配慮をしなくてはいけないところがあるので、今はそのリストアップをしているような状況です。相談者から同行支援のご希望があった場合は、試行という形で実行させていただいています。区や関連機関との連携の仕方など、まだ詰め切れていないような状況ではありますが、前向きに進めていこうと思っています。

ご質問にありました、配偶者暴力相談支援センターとしての機能に証明書の発行等があります。例えば、支援措置を受ける場合や、逃げていた先で児童手当を受けるといったようなご希望があった場合に、DV被害を受けているという証明書の発行が必要になってきます。基本的にたいとうパープルほっとダイヤルは電話ですけれども、もしDV相談の中で、証明書が欲しいというご希望があった場合は、来所していただいて、証明書を発行するという業務を行っております。児童手当だけではなく、国民健康保険や年金を取り扱う部署ともつながっております。

**皆川副会長** 大変大事なことをしていただいておりますが、これは予算も必要なことですので、利用の実績を上げていただいて、予算が増えるようにしていただければと思います。

そして、ワクチンの接種券が住民票のある住所に届きますが、そのような場合、住民票を移さないで逃げていた人については特別定額給付金の時と同じことが起こります。そのため、シェルターネットなどがきちんと対応しましょうという要望が出てきたりしていますが、台東区ではどのような対応をされているのでしょうか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 昨年度の特別定額給付金の支給にあたっては、住

民票を元の住民登録地に置いたまま、身体ごと避難してきているDV避難者の方に対して、特別定額給付金がきちんと支給できるように各自治体の、例えば配偶者暴力相談支援センターのようなどころで発行した申出書を定額給付金の窓口に出して、支給をさせていただいたのが、昨年度の定額給付金の流れになります。今、お話がありましたように、ワクチンの取扱いについても、国からの通知に基づいて定額給付金のとおり同様の措置が速やかに行えるよう、我々のほうでも、区のワクチン担当の部署、国、東京都と、情報を取り合っております。極端な話が、国からやりなさいという話が来れば、すぐ動けるような体制を整えております。

**平沢会長** まだいろいろありそうですが、時間がだいぶ押しておりますので、このあたりで収束をしたいと思います。

それから、男女平等推進プラザ運営委員のお二方も、この男女平等推進プラザとの関わりの中で、ぜひ取り上げたいということがあれば、運営委員会としても取り上げていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の議事は二つ終了になりました。もしほかに、委員の皆様方から、何かあればお聞きしますが、時間も時間ですので、また、次回におっしゃってください。オンラインで参加の委員の皆様も、本当にありがとうございました。大変不自由な状態の中でやっておりますので、行き届かない点がありましたことをお詫び申し上げます。

それでは、事務局から何かありますか。

**事務局（人権・男女共同参画課長）** 皆様、本日の会議、どうもありがとうございました。また、本日ご指摘いただきました、事務局に対してのご意見やご指摘いただいたことへの、十分な対応ができていなかったことに、大変申し訳なく思っております。次回の会議以降、いただいた宿題に対して、適切に答えていきたい、検討の状況を皆様にお示していきたいと存じますので、今年度、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

**平沢会長** ありがとうございました。事務局も大変だと思いますけれども、本日の会議での委員の皆様方のいろいろなご意見にもぜひ耳を傾けていただいて、皆で、台東区をいい方向に持っていきましょう。

ありがとうございました。本日はこれにて閉会いたします。オンラインで参加された委員の皆様方もお疲れさまでした。

（午前 11 時 51 分 閉会）